

参考資料

- 資料 1 目黒区芸術文化振興条例
- 資料 2 芸術文化に関する意識調査結果(抜粋)
- 資料 3 めぐろ芸術文化振興プラン改定の経過
- 資料 4 実績と評価
- 資料 5 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会設置要綱及び名簿
- 資料 6 目黒区芸術文化振興計画改定検討会設置要領
- 資料 7 用語説明

資料 1 目黒区芸術文化振興条例

平成 14 年 7 月 1 日

目黒区条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、芸術文化の振興に関し、その基本理念を定め、目黒区(以下「区」という。)の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域における芸術文化の振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 芸術文化の振興は、広く区民が芸術文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図ることにより、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に資することを基本として行うものとする。

2 芸術文化の振興に当たっては、芸術文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重するものとする。

(区の責務)

第 3 条 区は、基本理念にのっとり、芸術文化の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、芸術文化の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、国及び他の地方公共団体と連携し、芸術文化の振興を図るものとする。

4 区は、芸術文化活動を行う区民と連携及び協力をし、地域における人材、情報等を生かして、ともに芸術文化の振興を図るものとする。

(芸術文化振興のための計画)

第 4 条 区長は、芸術文化の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

2 区長は、前項の計画を策定するときは、あらかじめ区民の意見を反映させるため、適切な措置を講じなければならない。

(芸術文化振興のための条件整備)

第 5 条 区は、地域における芸術文化活動の活性化及び発展を図るため、芸術文化施設を整備し、又は有効に活用することにより、芸術文化活動の場及び機会を積極的に提供するとともに、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 区は、区民の芸術文化活動が幅広く展開されるよう必要な支援を行うものとする。

(伝統文化の保存等)

第 6 条 区は、将来にわたり伝統文化を保存し、継承し、及び発展させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(芸術文化の担い手の育成)

第 7 条 区は、芸術文化を継承し、又は発展させる者、芸術文化の創造的活動を行う者その他の芸術文化を担う者に対して必要な支援を行うことにより、その育成に努めるものとする。

(高齢者、障害者等のための芸術文化の振興)

第 8 条 区は、高齢者、障害者等の芸術文化活動の促進を図るため、高齢者、障害者等が活発に活動できる環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(青少年のための芸術文化の振興)

第 9 条 区は、次代を担う青少年の豊かな人間性を育み、芸術文化への理解を深めるため、青少年の芸術文化活動の充実を図るものとする。

(国の内外との芸術文化交流)

第 10 条 区は、地域における芸術文化活動の活性化を図るため、国の内外の地域との芸術文化の交流を図るものとする。

(顕彰)

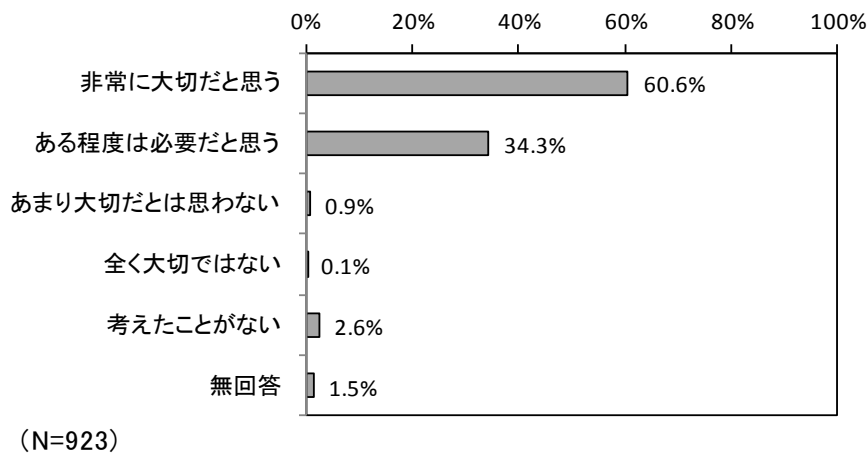
第 11 条 区は、優れた芸術文化活動を奨励し、芸術文化活動の発展を図るため、芸術文化に関する顕彰をすることができる。

付 則

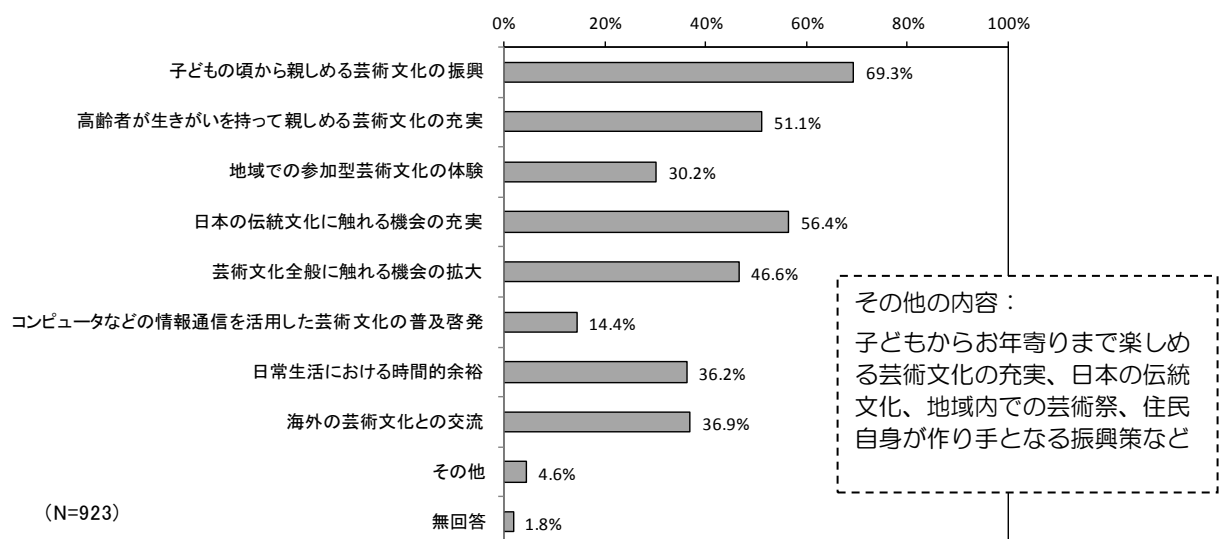
この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 芸術文化に関する意識調査結果(抜粋)

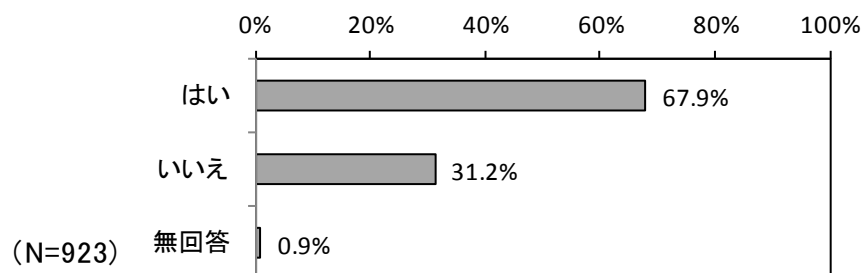
Q.芸術文化に触れたり、活動することをどう思いますか。



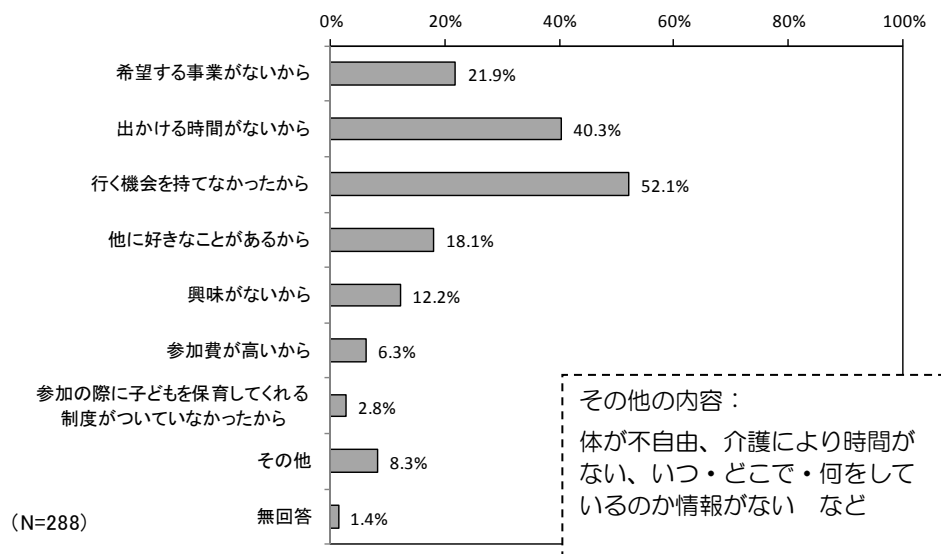
Q.今後、芸術文化の振興に大切だと思うことは何ですか。(複数回答)



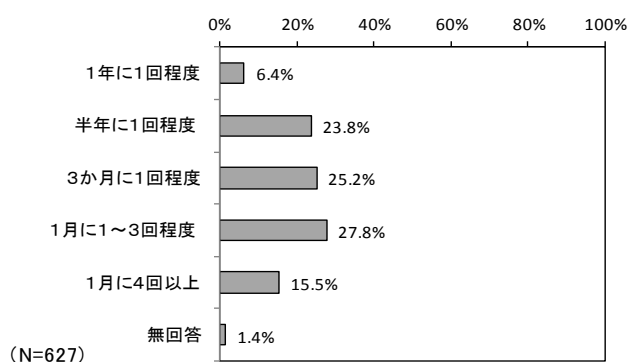
Q.あなたは、この1年間に芸術文化に関わる活動(鑑賞や創作、参加など)をしましたか。(茶道、華道、書道などの生活文化も含みます。地域、場所は問いません。)



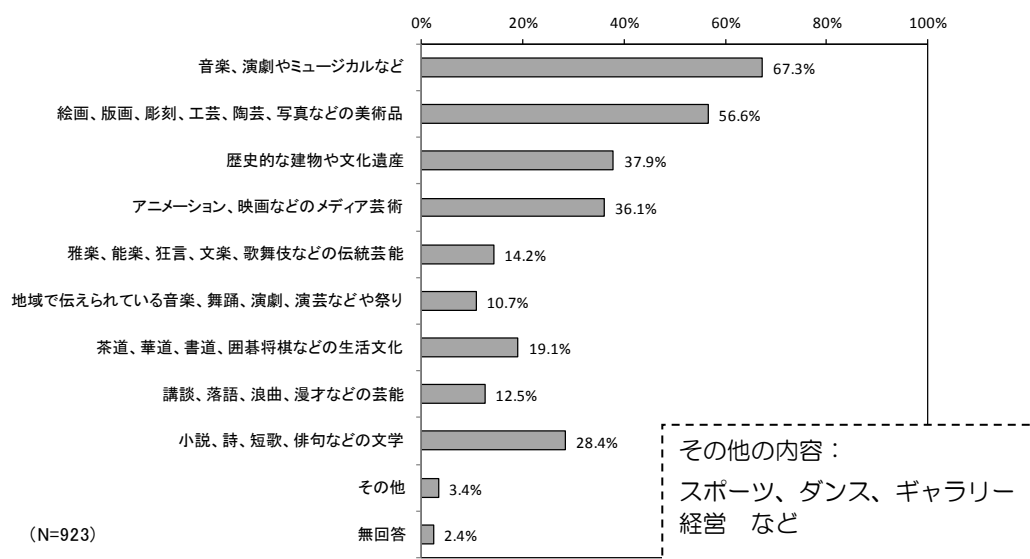
Q.前の問で「いいえ」と答えた方に伺います。体験をしなかった理由は何ですか。(複数回答)



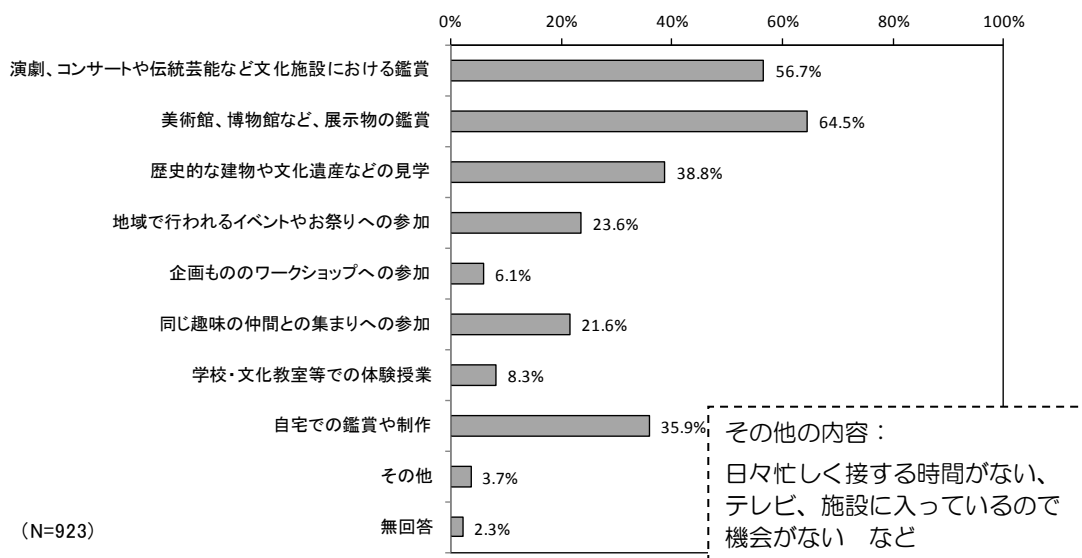
Q.2つ前の問で「はい」と答えた方に伺います。あなたはどのくらいの頻度で芸術文化活動を行いますか。



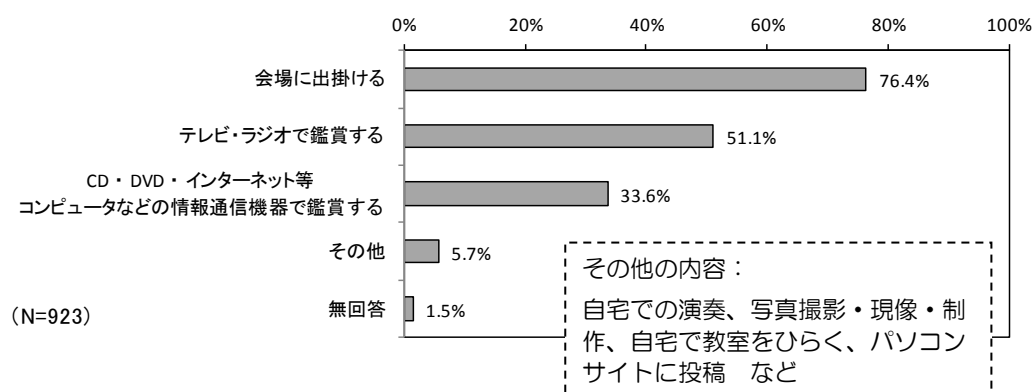
Q.あなたが良く接する芸術文化のジャンルは何ですか。(複数回答)



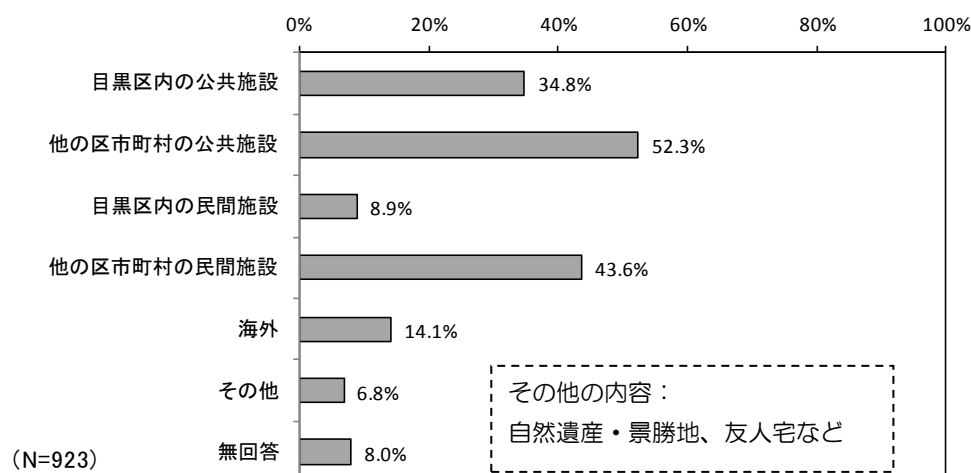
Q.あなたがよく芸術文化に接する方法はどれですか。(複数回答)



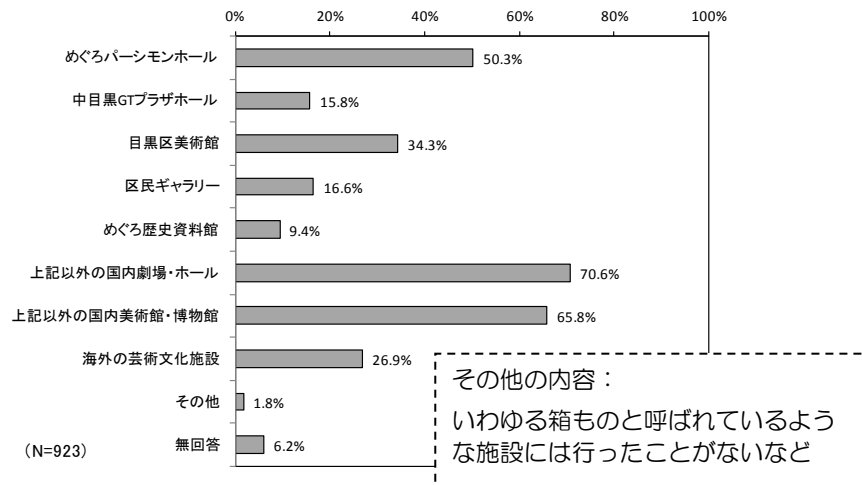
Q.あなたが行う芸術文化活動は下記のうち、どれが多いですか。(複数回答)



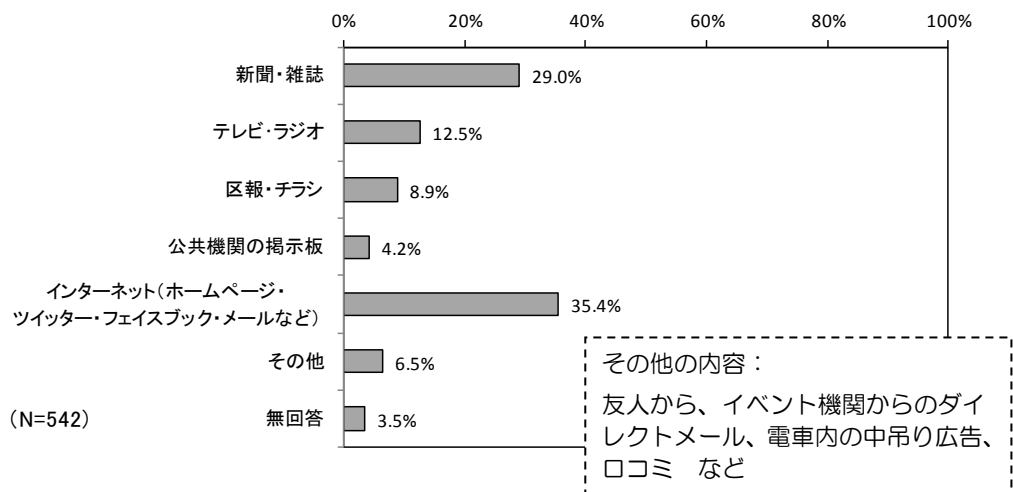
Q.あなたがよく出かける芸術文化活動の場所はどこですか。(複数回答)



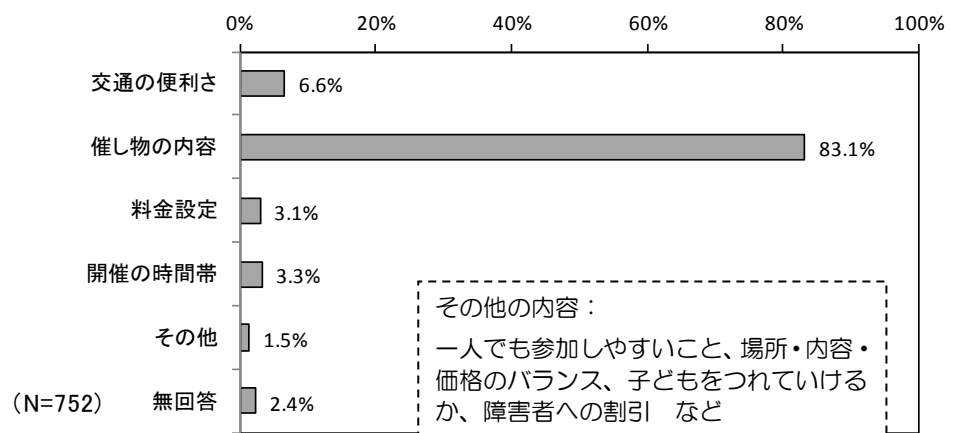
Q.芸術文化施設で行ったことがあるのはどこですか。(複数回答)



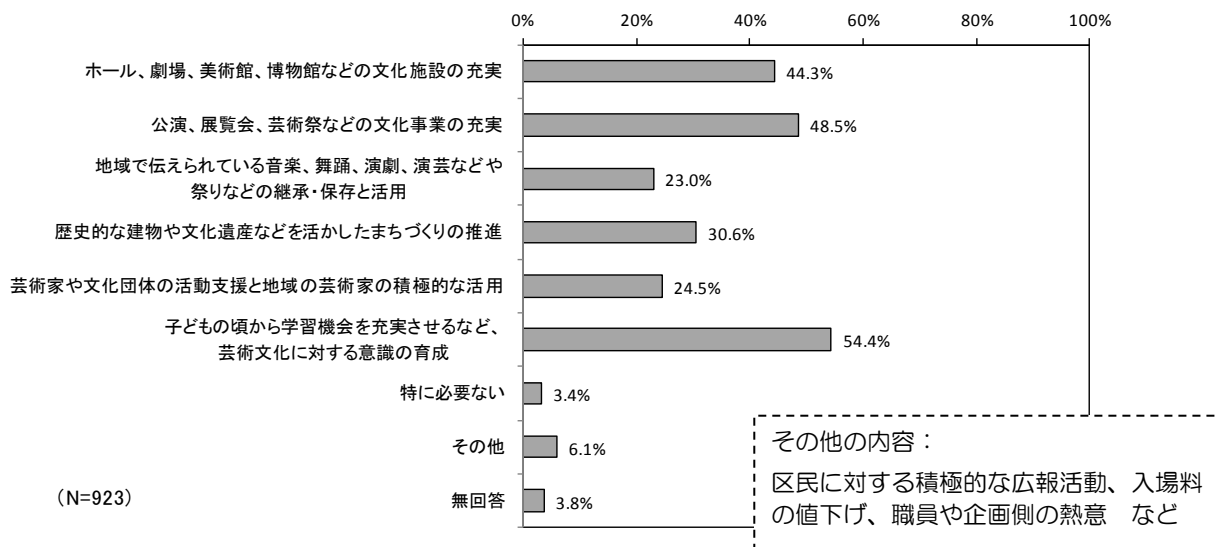
Q.あなたは芸術文化に触れる機会の情報をどこで入手していますか。



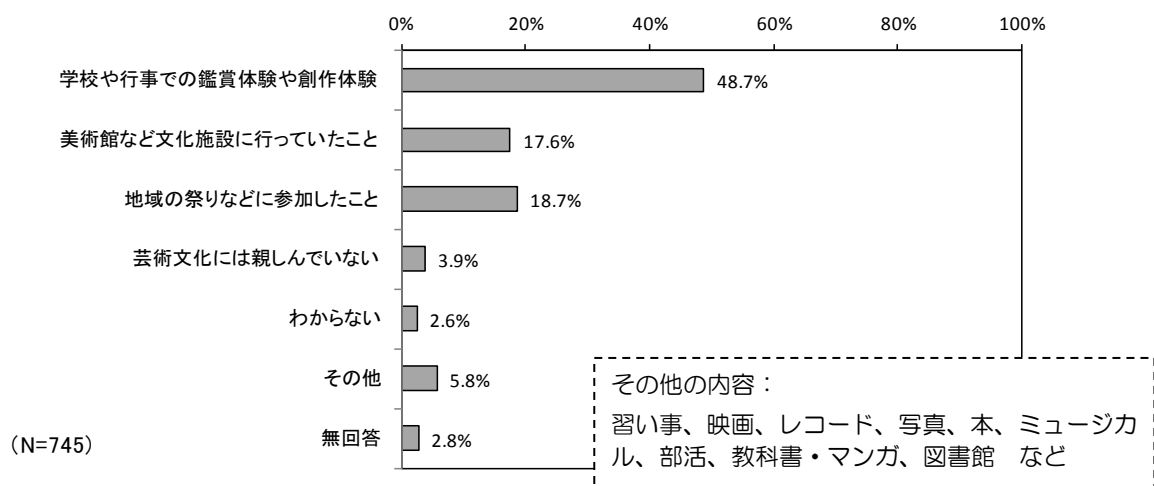
Q.あなた自身が芸術文化を体験しようと決めるとき、優先する要素は何ですか。



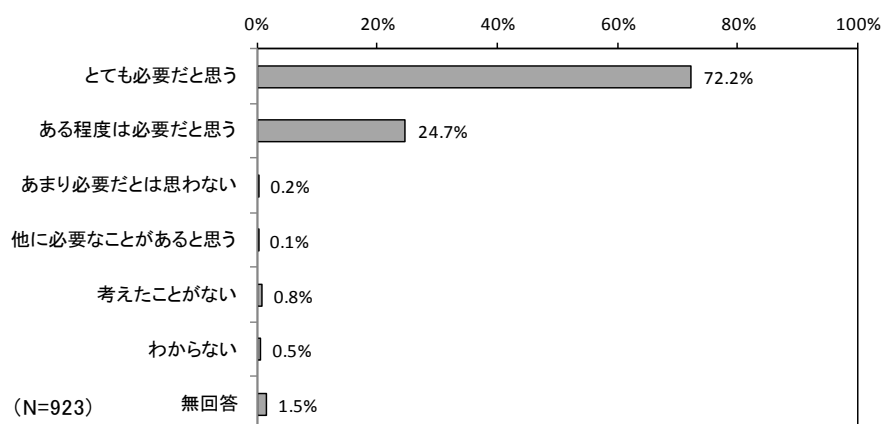
Q.区民の芸術文化体験を充実させるために、大切なことは何だと思いますか。(複数回答)



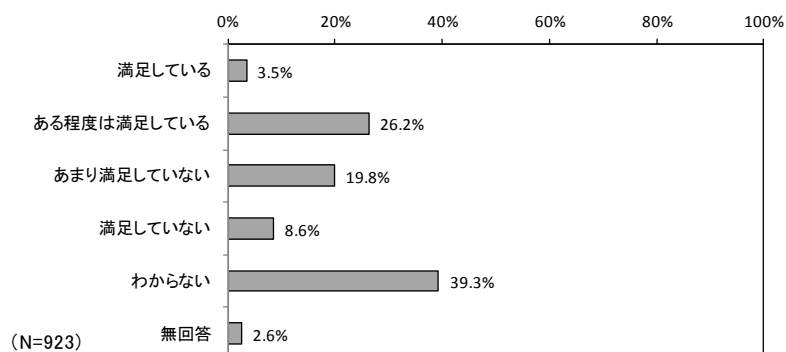
Q.あなたが子どもの頃、最も親しんでいた芸術文化は何ですか。



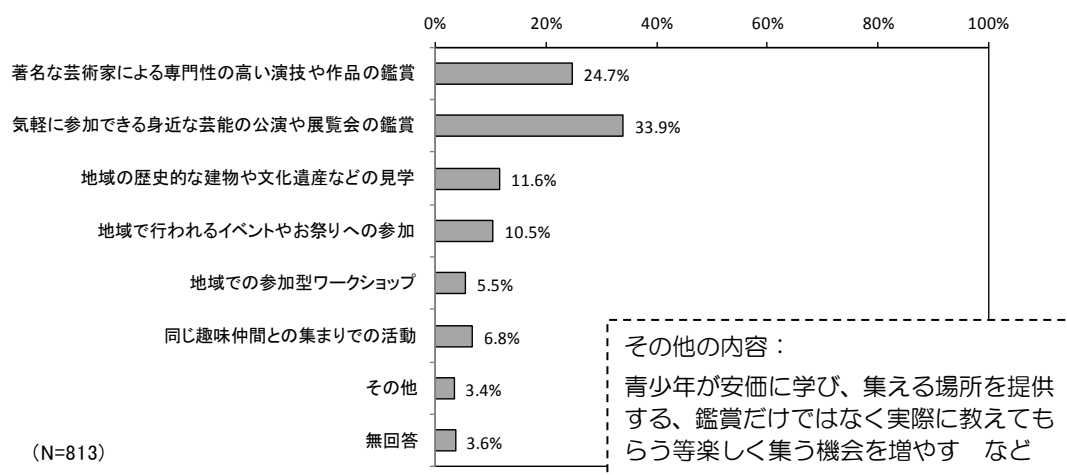
Q.子どもの頃からの芸術文化に触れる体験は必要だと思いますか。



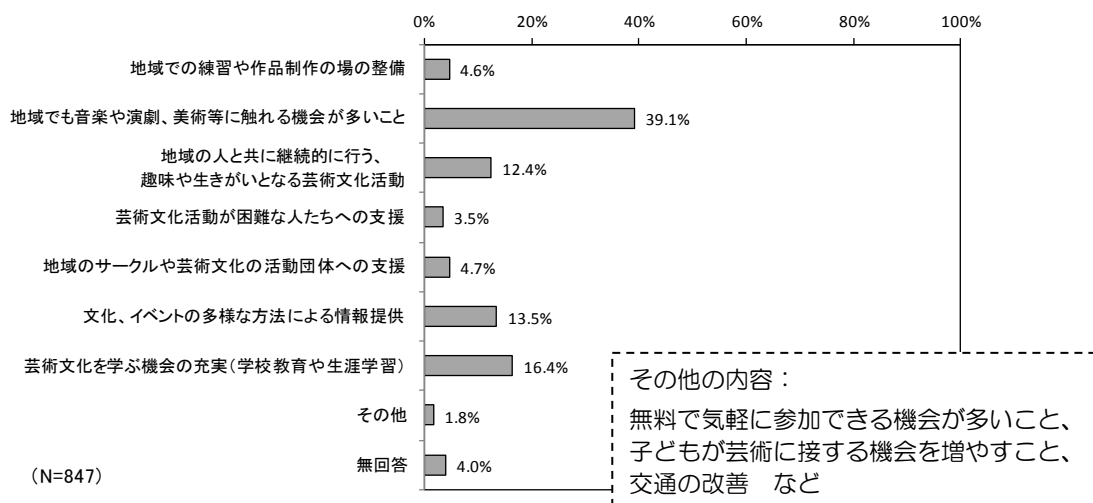
Q.目黒区の芸術文化に関する環境、例えば鑑賞機会、参加の機会、文化財や伝統芸能の保存などに、満足していますか。



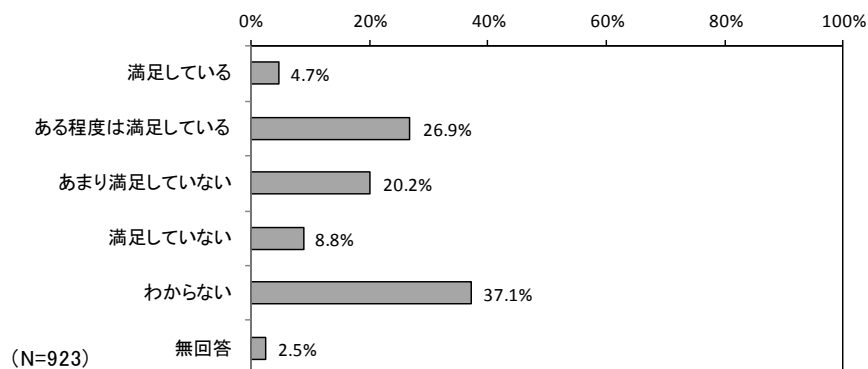
Q.住んでいる地域で行いたい芸術文化活動は何ですか。



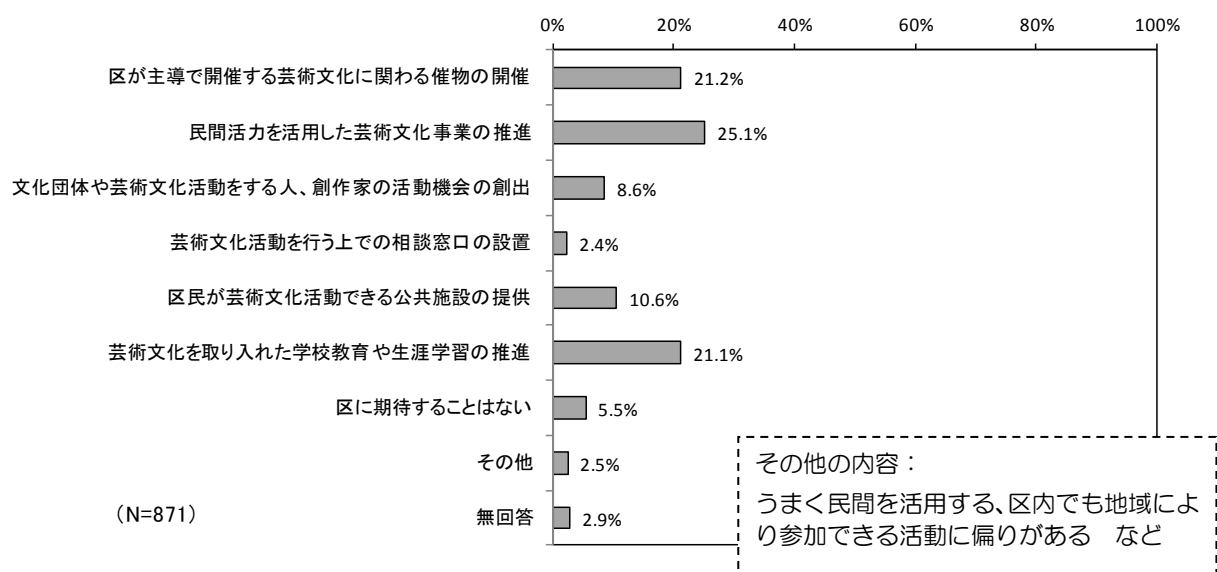
Q.地域の芸術文化に関する環境を、満足できるものに保つために、何が1番必要だと思いますか。



Q .現在の目黒区の芸術文化施策に満足していますか。



Q .これからの目黒区の芸術文化の振興に最も期待することは何ですか。



資料 3 めぐろ芸術文化振興プラン改定の経過

- 平成26年 6月 ・目黒区芸術文化振興計画改定検討会設置要領制定
・目黒区芸術文化振興計画改定検討会（以下「検討会」という）設置
・目黒区芸術文化振興計画改定懇話会設置要綱制定
- 7月 ・第1回 検討会開催
- 8月 ・目黒区芸術文化振興計画改定懇話会（以下「懇話会」という）設置
・第1回 懇話会開催
- 9月 ・芸術文化に関する意識調査実施（～10月）
- 10月 ・第2回 懇話会開催
- 12月 ・第2回 検討会開催
- 平成27年 1月 ・第3回 懇話会開催
・第4回 懇話会開催
- 3月 ・第5回 懇話会開催
- 4月 ・第3回 検討会開催
- 5月 ・第6回 懇話会開催
- 6月 ・懇話会「めぐろ芸術文化振興プラン」改定にあたっての意見（中間のまとめ）に対する区民意見募集
- 7月 ・第7回 懇話会開催
- 8月 ・第8回 懇話会開催
・懇話会から区へ「めぐろ芸術文化振興プラン」改定にあたっての意見提出
- 9月 ・第4回 検討会開催
- 11月 ・第5回 検討会開催

資料 4 実績と評価

「めぐろ芸術文化振興プラン」（１８～２５年度）の施策体系に沿った実績評価表

評語	評価基準
A	他分野との連携や他の推進方策の内容を取り入れ、推進方策の目標以上の事業実施をしている。
B	推進方策に沿った事業を実施し、定着している。
C	推進方策に沿った事業を実施したことがある、又は一部だけ実施している。
D	事業実施していない。

目標 1 芸術文化に親しむきっかけづくり

【施策の方針】（１）鑑賞・創造・参加の機会の充実

ア 芸術文化に新たに接する機会の提供

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価留意点等 (H24年5月)	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.1-1-1】 入門的芸術文化講座の実施 (→No.2-2-1 参照)	充実	充実	芸術文化を理解し親しむきっかけとして実施している公演、講座等は一定の入場者数を得ています。事業によっては参加者にバラつきがあるものがあり、工夫の余地はあります。	B	文化ホール、美術館、生涯学習と各分野において毎年安定した事業を実施している。
区民の関心が高い芸術文化の分野について、より分かりやすく解説し、区民の興味を喚起する講座を実施します。					
【No.1-1-2】 公共施設を利用したミニコンサートの実施 (→No.2-2-3 参照)	充実	充実	総合庁舎や区民キャンパスのプラザでアウトリーチを展開し成果をあげました。なお、実施場所を工夫していく余地はあります。	B	文化ホール、美術館におけるアウトリーチ活動及び区で行っているアートウィークの芸術文化活動は、開催場所を広げ、毎年安定した事業を実施している。
目黒区文化ホールのアウトリーチ活動の一環として、区立施設等での小規模のコンサートを実施します。また、高齢者施設や病院等の公共的な施設での実施についても検討していきます。					
【No.1-1-3】 公共施設を利用した教育普及事業の実施	充実	充実	毎年度、安定した需要と実績があります。	B	総合庁舎への建築ガイドツアーやアートウィークの建築めぐり塾において、毎年安定した事業を実施している。
公共施設に区立芸術文化施設のスタッフが出向き、美術等に関する教育普及事業を行います。					

イ 芸術文化活動の場の充実

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価留意点等 (H24年5月)	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.1-1-4】 教育機関・企業・商業施設その他の 公共施設のオープンスペースでの 芸術文化活動の実施【重】 区民の芸術文化活動の発表の場と して、教育機関や企業の施設、駅等 の公共施設や商業施設を活用でき るよう協力を要請していきます。 ・企業、商業施設のオープンスペ ースでの音楽団体の演奏 ・企業施設や駅等での区民作品の展 示 ・商店街のイベント等区内で行われ る行事との連携等	検討 ・ 実施	充実	区民による芸術文化活動の 成果発表の場として、活動 団体等からの相談に応じな がら、商店街や地域のお祭 り、各種施設での区内のイ ベントにつなげるような工 夫をしていく余地はありま す。	A	区内イベントにおいて、 18年度から区の補助 で実行委員会と商店街 等が連携してコンサー ト等行っていたが、23 年度以降区民で構成さ れた実行委員会が独立 し実施に至っているケ ースがある。 また、新たに22年度か ら観光協会が銭湯での 芸術文化活動を実施し ている。

ウ 芸術文化情報の収集・発信

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価留意点等 (H24年5月)	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.1-1-5】 目黒区芸術文化情報ホームペ ージの整備【重】 区で実施される芸術文化事業や区 内芸術文化施設の利用案内、芸術文 化活動団体等が検索できるホーム ページの整備を行います。	検討 ・ 実施	充実	芸術文化振興財団では、ホ ームページのリニューアル を行うなどの改善をしてお り、継続的な工夫が期待さ れます。	B	区のホームページ、文化 ホール、美術館のホーム ページは整備されてお り、安定した情報提供を 行っている。 必要に応じて、リニュー アルも実施している。
【No.1-1-6】 区内・近隣地域芸術文化情報ネット ワークの形成【重】 (→No.3-3-2参照) 区内と近隣の芸術文化施設や芸術 文化団体間で相互に情報交換やP Rが行われる仕組みづくりを通し、 芸術文化施設や芸術文化団体間の 情報発信力を高めます。また、それ らの施設・団体の内容や事業が検索 できるホームページの整備を行 います。					

エ 地域の様々な文化資源（※１１）等との連携・協力

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年５月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.1－1－7】 区内の観光資源との連携・協力による芸術文化事業の実施 ファッションやインテリア、個性のある商店街等、目黒区の様々な観光資源と連携・協力し、目黒区の特徴を生かした芸術文化事業を行います。	充実	充実	観光協会での取組みをはじめ、区内の観光資源を生かす事業が多様な分野で実施されています。観光資源との連携などをさらに工夫していく余地はあります。	A	観光分野だけでなく、区民のイベント実行委員会が自由が丘のスイーツフェスタでのコンサートや、生涯学習分野での観光を含んだ芸術文化ワークショップなど様々な事業が展開されている。
【No.1－1－8】 教育機関・企業等との連携・協力による芸術文化事業の実施 大学等教育機関の活動、区内企業のメセナ活動や企業活動との連携・協力により多様な芸術文化事業を行います。					
	検討・実施	充実	区や区関係団体が区内教育機関や企業等と連携した事業が多様な分野で実施されています。連携・協力の実績を深めていくための工夫の余地はあります。	B	大学等教育機関との連携・協力は様々な分野において実施され毎年実績を上げている。

オ 多様な文化に出会う機会の充実

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年５月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.1－1－9】 多様な文化を紹介する機会への支援 外国籍を持つ人を含む多くの区民・団体等が行うそれぞれの文化を紹介する機会に対し、必要な支援を行っています。	充実	充実	多様な文化に触れる機会を増やすため、芸術文化事業の企画において、目黒区国際交流協会などの国際交流分野の団体との連携を工夫していく余地はあります。	B	毎年国際交流フェスティバルへの支援を実施している。

【施策の方針】（２）伝統文化との出会いの充実

ア 地域の文化財の保護

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年５月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.1－2－1】 地域の文化財の啓発・普及活動の充実 地域の文化財に関する案内資料の作成や文化財めぐりの実施、また、学校等での埋蔵文化財の展示等区民が地域の文化財に接する機会を設けます。	継続	継続	取り組みができています。	B	生涯学習と各分野において毎年安定した事業を実施している。

イ 学校での伝統文化に接する機会の充実

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.1-2-2】 区立学校への伝統芸能実演家派遣事業の実施（試行）【重】 （→No.2-1-2参照） 区立学校に和楽器や伝統芸能等の実演家を派遣し、鑑賞や実演指導を行うことにより、子どもたちが伝統文化に関心を持つきっかけとしていきます。	検討・実施	充実	実演家派遣のほか、民間団体と芸文財団との連携による伝統文化紹介事業の実績があります。伝統文化に関心をもつきっかけづくりになるように、引き続き努めていく必要があります。	B	22年度から生涯学習分野において、伝統芸能技能保持者派遣事業を開始し、26年度は区立小学校21校で実施している。

ウ 外国籍を持つ人が日本文化に接する機会の充実

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.1-2-3】 様々な団体等による文化交流の機会への支援 区民や団体等への連携・協力や支援を通し、外国籍を持つ人が日本の文化に接する機会の充実を目指します。	充実	充実	日本文化に接する機会の提供では、国際交流分野や生涯学習分野の実績があります。多様な団体の取組みを活かして、日本文化に接する機会を確保していくように、引き続き努めていく必要があります。	B	区主催による「国際交流ひろば」事業を毎年実施している。 また、区では、毎年度実施されている、国際交流協会主催の「国際交流フェスティバル」を支援している。

目標2 活発な芸術文化活動の展開

【施策の方針】（1）子ども、青少年への支援

ア 学校での芸術文化に接する機会の充実

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-1-1】 区立学校への芸術家派遣事業の実施（試行）【重】 区立学校の要望に応じ芸術家を派遣し、鑑賞や実演指導を行うプログラムを整備し、子どもたちが優れた芸術に触れ、表現や創造の楽しみを知り、豊かな情操を身につけていく機会としていきます。	検討・実施	充実	区立学校への芸術家の派遣により、子どもたちが優れた芸術に触れ、表現や創造の楽しみを知り、ゆたかな情操を身につける機会がもたれています。演奏家に関する情報を収集し区内の学校の相談に応じていくなど、他の工夫を行う余地があります。	B	芸術文化振興財団が主催となって、毎年、アウトリーチプログラムとして区内小中学校でコンサート等実施している。

【No.2-1-2】 区立学校への伝統芸能実演家派遣事業の実施（試行）【重】 （→No.1-2-2 参照）	検討・実施	充実	No.1-2-2に記載	B	22年度から生涯学習分野において、伝統芸能技能保持者派遣事業を開始し、26年度は区立小学校21校で実施している。
区立学校に伝統文化の実演家を派遣し、鑑賞や実演指導を行い、子どもたちが伝統文化を体験し関心を持つきっかけとしていきます。					
【No.2-1-3】 芸術家による区立学校教員への芸術文化研修事業の実施【重】	充実	充実	※実績なし （No.2-1-1による区立学校への芸術家派遣プログラムは、主として子どもが芸術に触れ、理解になるものです。と、同時に、教員にとっても教材の一つとして活かすきっかけになります。）	B	25年度から、プロのダンサーによる実技研修を開始している。
芸術家による区立学校教員に対する芸術文化研修プログラムを整備し、教員の実技能力を高めます。さらに、芸術家と教師との取り組みによる学習プログラムの構築を検討します。					
【No.2-1-4】 音楽鑑賞教室の実施	継続	継続	鑑賞や表現を通じて、豊かな情操を育む機会となっています。演奏家に関する情報を収集し区内の学校の相談に応じていくなど、他の工夫を検討する余地はあります。	B	毎年、パーシモンホールにおいて区立中学校音楽鑑賞教室を実施している。 毎年、パーシモンホールにおいて区立小・中学校連合音楽会を開催し、定着している。
【No.2-1-5】 連合音楽会の実施					
目黒区文化ホールを利用し区立学校が出演する音楽会を引き続き開催します。	継続	継続	芸術文化活動の現状や子供の感性等を理解することが出来る展覧会として、実績があります。美術館を知ってもらえる機会ともなっています。区内の子どもの美術活動を知る機会の確保について、他の工夫を検討する余地はあります。	B	毎年、美術館において「めぐろの子どもたち」展を開催し、定着している。
【No.2-1-6】 連合展覧会の実施 （→No.2-4-1 参照）					
目黒区美術館を利用し区立学校児童生徒が制作した作品を展示・紹介し、区民が区立学校での芸術文化活動の状況を知る機会とします。	継続	継続			

イ 地域での芸術文化体験の機会の充実

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-1-7】 地域での芸術文化体験への支援 【重】	継続	継続	子どもが芸術文化に触れる機会の提供を、他団体の活力を活用する方法などを含めて多様に工夫しています。	B	毎年、パーシモンホールにおいて、親と子が共に楽しめるコンサートを開催している。 また、子育て世代を応援するコンサートを共催することにより支援している。
地域で子どもを対象に自主的に行われる芸術文化活動に対し、人材の派遣、場の提供等を行い、活動の支援を行っていきます。					
【No.2-1-8】 守屋教育会館合唱教室の実施	継続	継続	安定した参加を得て実施されています。	B	生涯学習分野において、毎年、児童合唱クラブを通年にわたり実施している。
区内の小学生（区立以外も含む）が参加する合唱教室の実施を通し、子どもたちに芸術に親しみ、創造することの喜びを体感する機会を提供していきます。					
【No.2-1-9】 区立芸術文化施設を利用した子ども・青少年対象プログラムの実施 【重】	充実	充実	ワークショップの参加者が真剣に取り組んだ成果を発表する機会があることや、ギャラリートナーにより作品の背景を知る機会があり、優れた芸術文化活動への参加の機会となっています。発表会の会場設定では工夫の余地があります。	B	「めぐろティーンズプログラム」で始まった体験型芸術文化のワークショップは、「パーシモン・パレットプログラム」として定着し、25年度からは、めぐろ子どもパレエ祭りにも参加体験型コースが開始された。また、美術館においては、毎年小学生に対するギャラリートナーを実施している。
目黒区文化ホール、目黒区美術館を活用し、子ども、青少年世代が優れた芸術文化活動に参加する機会を設けます。					

ウ 芸術文化を通した学校間交流の促進

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-1-10】 区内学校が参加するジョイント形式コンサートの開催	検討	実施	学校が参加できる機会の把握に努め、工夫に努めていきます。	C	目黒区文化祭の中で、区内学校のサークルが複数参加する事例はあるが、事業として定着したものではない。
区内の学校が参加するコンサートを開催し、芸術文化活動を通した学校間の交流の機会としていきます。					

エ 幼児対象鑑賞・創造事業の実施

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-1-11】 親子参加型芸術文化事業の実施 （→No.2-2-10参照） 目黒区文化ホールや目黒区美術館を利用して就学前の子どもと保護者が一緒に参加できる催物を開催し、子どもが芸術文化に親しむきっかけとしていきます。	充実	充実	親子参加型の事業は、区施設の特徴的な取組みのひとつです。	B	毎年、パーシモンホールにおいて、親と子が共に楽しめるコンサートを開催している。 また、美術館においては、子どもと親のワークショップを開催している。

オ 青少年の芸術文化活動への支援

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-1-12】 青少年企画参加事業の実施 青少年が企画に参加する芸術文化事業の実施を通し、青少年の地域への参加と充実した活動へのきっかけとしていきます。	充実	充実	今後も、事業の企画や実施の過程で、青少年の意見を活かすなどの工夫をしていく余地があります。	B	22年度までは都立芸術高等学校美術作品展を開催していた。 また、青少年プラザにおいて、青少年によるウィンターフェスティバルが開催されている。

【施策の方針】（2）成人への支援

ア 芸術文化に接する機会への支援

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-2-1】 入門的芸術文化講座の実施 （→No.1-1-1参照） 区民の関心が高い芸術文化の分野について、より分かりやすく解説する講座を実施します。	充実	充実	参加者がプログラムを通じて体験し、習得することで、芸術文化への理解も深まる機会となっています。 音楽のワークショップでは、文化ホールの小ホールが発表会会場として活用されていることもあり、参加者にとって貴重な経験となっています。	B	文化ホール、美術館、生涯学習と各分野において毎年安定した事業を実施している。
【No.2-2-2】 初心者参加ワークショップの実施 目黒区文化ホールや目黒区美術館を利用し、初心者向けの参加型講座事業を行い、芸術文化に接し、親しむきっかけとしていきます。					
	充実	充実	芸術文化分野と生涯学習分野間での調整について、工夫の余地はあります。	B	文化ホール、美術館において毎年安定した事業を実施している。

【No.2-2-3】 公共施設を利用したミニコンサートの実施 (→No.1-1-2 参照)	検討・実施	充実	No.1-1-2 で記載	B	文化ホール、美術館におけるアウトリーチ活動及び区で行っているアートウィークの芸術文化活動は、毎年安定した事業を実施している。
目黒区文化ホールのアウトリーチ活動の一環として、区立施設等での小規模のコンサートを実施します。					
【No.2-2-4】 区立芸術文化施設での事業実施日、時間の検討	検討	実施	美術館での企画展の関連事業の内容に応じて夜間実施を具体化しています。企画の応じた時間設定を工夫していく余地があります。	C	美術館では、成人世代を意識した通常閉館時刻以降の事業を実施している。 ただし、事業内容の全てが夜間実施できるわけではなく、定着には至っていない。
成人が区立芸術文化施設を容易に利用できるよう事業実施日・実施時間の検討を行います。					
【No.2-2-5】 芸術文化に関する情報提供体制の確立【重】	検討・実施	充実	芸術文化事業の実施や支援を通じて芸文財団が蓄積した各種の情報を、区民からの個々の相談に応じて情報提供している実績があります。こうした情報提供を拡充していくため、工夫の余地はあります。	D	情報の蓄積及び情報の提供はしているが、体制の確立には至っていない。
多様な芸術文化情報の中から、必要としている人が、必要としている情報を探し出すことができる方策を検討します。					

イ 芸術文化に関する経験の地域還元への支援

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-2-6】 区民の参画による芸術文化事業の実施【重】 (→No.3-1-5 参照) (→No.3-2-1 参照) (→No.3-2-3 参照)	充実	充実	事業の企画・運営への区民参加の手法は、多様な分野と方法で取組まれています。	A	文化ホールにおいて区民意見の反映による企画を立てたり、美術館において各種ボランティアによる自主的なワークショップ運営やラウンジ運営をしており、定着実施している。 生涯学習分野においては、地域サークル講座を各種実施している。
企画・運営への区民の主体的な参加による芸術文化事業を実施し、区民の知識・技能・意欲を発揮する機会としていきます。					

【No.2-2-7】 地域・学校等での芸術文化活動に関わることができる人材の把握【重】 (→No.2-3-2参照)	継続	継続	文化ホールでは、芸術文化登録団体が日ごろの活動成果を発表するための会場等に関する相談に応じています。芸術文化事業の実施や支援を通じて芸文財団が蓄積した各種の情報を、区民からの個々の相談に応じて情報提供している実績があります。情報提供を拡充するための工夫の余地はあります。	C	芸術文化登録団体はボランティアの意向把握ができていますが、他の把握はできていない。
地域、学校等での芸術文化活動にボランティアとして関わることができる人材を把握します。					

ウ 子育て世代の芸術文化活動への支援

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-2-8】 保育付き芸術文化事業の実施 目黒区文化ホール主催事業での保育付きを推進します。	充実	充実	保育対応を行うことで芸術文化に親しむ機会を確保しています。	B	文化ホール主催事業では保育対応をしている。
【No.2-2-9】 目黒区文化ホール親子席の検討 目黒区文化ホール主催事業での親子が他の観客に気兼ねなく鑑賞できる席の設置について検討します。	検討	実施	親子参加型の事業を実施することで、子どもが芸術文化に接する機会となっています。	C	親子参加型事業の実施はしているが、主催事業全てでの親子席の設置等はしていない。
【No.2-2-10】 親子参加型芸術文化事業の実施【重】 (→No.2-1-11参照) 目黒区文化ホールや目黒区美術館を利用して就学前の子どもと保護者を対象とした催物を開催し、子どもが芸術文化に接するきっかけとしていきます。	充実	充実		B	毎年、パーシモンホールにおいて、親と子が共に楽しめるコンサートを開催している。 また、美術館においては、子どもと親のワークショップを開催している。

【施策の方針】（３）高齢者への支援

ア 芸術文化に関する経験の地域還元への支援

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点 等（H24年５月）	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-3-1】 高齢者の参加による芸術文化事業の実施 高齢者が企画・運営に主体的に参加できる芸術文化事業を実施していきます。	充実	充実	高齢者が中心的な構成メンバーになっている芸術文化団体への支援を通じて情報を蓄積し、事業企画に活かすなどの実績があります。	B	高齢者センターにおいて毎年、自主的事業を実施している。 また、老人いこいの家において地域交流会を開催し、芸術文化体験を実施している。
【No.2-3-2】 地域・学校等での芸術文化活動に関わることができる人材の把握【重】 （→No.2-2-7参照） 地域、学校等での芸術文化活動にボランティアとして関わることができる人材を把握します。	継続	継続	No.2-2-7に記載	C	芸術文化登録団体はボランティアの意向把握ができていないが、他の把握はできていない。

イ ユニバーサルデザイン（＊１５）による事業・施設運営の推進

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点 等（H24年５月）	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-3-3】 高齢者の移動等を考慮した施設運営の充実 高齢者の施設利用について、運用面での充実を目指します。	充実	充実	施設の現況を前提に、高齢者の移動等への配慮を運用面で工夫するよう努めています。	C	課題として、文化ホール２階席への円滑な移動手段の確保、補聴設備の検討、拡大鏡等の検討など考えられる。

【施策の方針】（４）障害がある人への支援

ア 障害がある人の芸術文化活動の紹介

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点 等（H24年５月）	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-4-1】 連合展覧会の実施 （→No.2-1-6参照） 連合展覧会での心身障害学級児童生徒の作品展示を通し、区民が心身障害学級での芸術文化活動の状況を知る機会とします。	継続	継続	No.2-1-6に記載	B	毎年、美術館において「めぐろの子どもたち」展を開催している。

【No.2-4-2】 障害のある人の芸術文化活動の区立芸術文化施設事業での紹介	充実	充実	障害のある人の芸術文化活動を紹介する機会を設けることは大切です。情報を収集し企画につなげるための工夫の余地はあります。	C	毎年、障害者週間記念事業をパーシモンホールで開催している。 聴覚障害者に対して「身体で聴こう音楽会」を毎年開催して定着している。 今後、創作活動へのアプローチも検討していく必要がある。
障害がある人の作品展示や上演活動の紹介を通し、障害がある人の芸術文化活動を支援するとともに、障害がある人への正しい理解を得る機会としていきます。					

イ 障害がある人となない人の交流による芸術文化活動への支援

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-4-3】 障害がある人となない人が参加する創作活動の実施	検討	実施	障害のある人となない人が参加する創作活動を行う機会を設けるため、情報を収集し企画につなげる工夫を行う余地があります。	D	民間団体主催の、障害をもつ人とない人とが共に参加する芸術文化事業を後援し、関係者や一般区民への啓発支援した実績はあるが、区主催事業の企画、実施には至らなかった。
区立芸術文化施設で障害がある人となない人が参加する創作活動を区民とともに企画、実施し、双方が理解し合いながらの芸術文化活動を展開します。					

ウ ユニバーサルデザインによる事業・施設運営の推進

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.2-4-4】 障害がある人の移動等を考慮した施設運営の充実	充実	充実	施設の現況を前提に、障害のある人の移動等への配慮を運用面で工夫するよう努めています。	C	体感音響システムを導入したコンサートを実施したり、ハード面での充実は図っているが、一般公演における運用面では、まだ充実の余地がある。
障害がある人の施設利用について、運用面での充実を目指します。					

目標 3 文化縁の形成

【施策の方針】(1) 担い手を得る

ア 芸術文化活動に関する人的情報の収集と提供

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点 等（H24年5月）	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.3-1-1】 目黒区に関する芸術文化に関する人材情報の整備【重】 区内で芸術文化活動を行う人、区に関する芸術文化に関する人の情報について、本人の承諾のもと、収集、整備し公開していきます。	検討 ・ 実施	充実	芸文財団では、事業の実施や他団体への支援や相談など、多様な業務を通じて蓄積した芸術家の情報を、新たな事業の企画化や、区民等からの相談に対する情報提供に活かしています。なお、個人情報に係る公開には、慎重な検討が求められます。	B	文化ホール、美術館共に目黒区ゆかりの芸術家の情報を蓄積し、事業展開に活かす形にしている。

イ 芸術文化と社会をつなぐ区民の活動への支援

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点 等（H24年5月）	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.3-1-2】 目黒区美術館のボランティア活動の活性化【重】 区民の参加による目黒区美術館運営に向け、目黒区美術館ボランティアとの協力を推進します。	充実	充実	文化ホール及び美術館で、それぞれボランティアの参加により、事業の効果を高めています。	A	美術館において各種ボランティアによる自主的なワークショップ運営やラウンジ運営をしており、定着実施している。
【No.3-1-3】 めぐろパーシモンホールボランティア組織の検討【重】 区民の参加によるホール運営に向け、ホールボランティア組織と活動のあり方について検討します。					
【No.3-1-4】 芸術文化に関するボランティア活動を行っている団体との連携 社会福祉法人目黒区社会福祉協議会とも連携し、芸術文化に関するボランティア活動を行っている団体との連携・協力の関係を築いていきます。	検討 ・ 実施	継続	文化ホールでは、芸術文化事業を企画する際に収集した情報をもとに、芸術文化活動団体からの相談に応じて発表機会の情報提供をしています。福祉分野の施設等での需要については、情報収集を工夫していく余地はあります。	C	ホールボランティアの参加公演及びボランティア会の企画制作公演の実績はあるが、定着した組織には至っていない。 チャリティコンサートの実績はあるが、ボランティア活動を行っている団体との連携・協力体制は築けていない。

ウ 芸術文化活動を企画・運営する人の育成と支援

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.3-1-5】 区民が企画に参加する芸術文化事業の実施【重】 （→No.2-2-6参照） （→No.3-2-1参照） （→No.3-2-3参照）	充実	充実	No.3-2-1でまとめて掲載	A	文化ホールにおいて区民意見の反映による企画を立てたり、美術館において各種ボランティアによる自主的なワークショップ運営やラウンジ運営をしており、定着実施している。 生涯学習分野においては、地域サークル講座を各種実施している。
区民が企画・運営に主体的に参加できる芸術文化事業を実施していきます。					
【No.3-1-6】 区立芸術文化施設の設備見学事業の実施【重】	実施	継続	文化ホールへの親しみを増す機会を多様に提供するように努めています。	C	バックステージツアーなど実績はあるが、定着した事業には至っていない。
区民が区立芸術文化施設をより身近なものと感じることができることを目的に施設見学会を実施します。					

エ 新進芸術家への支援

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.3-1-7】 新進芸術家の活動を紹介する機会の実施【重】	充実	充実	芸文財団では、新進芸術家の特徴を活かせる公演企画や展覧会企画を工夫し、特徴ある事業として実施しています。	B	未来の音シリーズ等、今後活躍が期待される芸術家のコンサートなどを毎年実施し、定着している。
区内在住、区にゆかりのある芸術家を中心に、今後活躍が期待される芸術家を発掘し、活動を紹介する公演や展覧会を開催します。					

オ 区内在住・区にゆかりのある芸術家との連携・協力

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.3-1-8】 区内在住・区にゆかりのある芸術家の活動を紹介する機会の実施【重】	充実	充実	目黒区ゆかりの芸術家を文化ホールでの公演や美術館の展覧会で紹介する取組みを、特色あるものとして実施しています。 なお、会場の設定では工夫の余地があります。	B	区内にゆかりのある芸術家による公演及び展覧会を毎年実施し、定着している。
区内在住、区にゆかりのある芸術家の活動を紹介する公演や展覧会を開催します。					

【施策の方針】（２）芸術文化活動をつなぐ

ア 区民等との連携・協力による芸術文化事業の推進

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.3-2-1】 区民等が企画に参加する芸術文化事業の実施【重】 （→No.2-2-6 参照） （→No.3-1-5 参照） （→No.3-2-3 参照）	充実	充実	主に区内の芸術文化推進団体等と連携しながら、団体による発表の機会や区民が幅広く芸術文化に触れる機会をもてるように取組まれています。	A	文化ホールにおいて区民意見の反映による企画を立てたり、美術館において各種ボランティアによる自主的なワークショップ運営やラウンジ運営をしており、定着実施している。 生涯学習分野においては、地域サークル講座を各種実施している。
芸術文化事業の企画・実施への区民の積極的な参加により事業を実施していきます。					
【No.3-2-2】 目黒区文化祭の実施 （→No.3-2-4 参照）	継続	継続	区民の日ごろの芸術文化活動の成果を区民に知ってもらえる機会として支援しています。	B	毎年、目黒区文化祭を実施している。
関係団体との調整を図り、目黒区文化祭を実施していきます。					

イ 芸術文化関係団体間の交流の機会の充実

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点等（H24年5月）	評語	評価理由
	前期	後期			
【No.3-2-3】 区民が企画に参加する芸術文化事業の実施【重】 （→No.2-2-6 参照） （→No.3-2-1 参照） （→No.3-1-5 参照）	充実	充実	地域に密着した区内の各種団体が関わりを相互に持ちながら、区民が幅広く芸術文化に触れる機会をもてるよう、芸文財団も支援しながら区民主体の事業が実施されています。	A	文化ホールにおいて区民意見の反映による企画を立てたり、美術館において各種ボランティアによる自主的なワークショップ運営やラウンジ運営をしており、定着実施している。 生涯学習分野においては、地域サークル講座を各種実施している。
区民が企画・運営に主体的に参加する形態の芸術文化事業の実施に向け、区民等との連携、参加主体間の連携への支援を通し、区民等の自主的な芸術文化活動への支援を行います。					

【No.3-2-4】 目黒区文化祭の実施 (→No.3-2-2 参照)	継続	継続	No.3-2-2に記載	B	毎年、目黒区文化祭を実施している。
目黒区文化祭の開催を通し、区内の芸術文化団体の交流がより深まることを目指します。					

ウ 区立芸術文化施設と区内の公立・民間芸術文化施設との連携・協力による芸術文化事業の実施

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点 等（H24年5月）	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.3-2-5】 区内の美術館との共同企画による美術館事業の企画・実施	検討	実施	他の美術館や文化施設と連携した事業の企画化に努めています。さらに事業連携の機会を深めていくための工夫の余地はあります。	B	区内にある美実館、民芸館や民間企業との共同企画による展覧会及びワークショップなど実施している。
区内の公立美術館、民間美術館との共同による調査研究、展覧会事業の企画・実施を検討します。					
【No.3-2-6】 区内文化施設連絡会（仮称）の検討 【重】	検討	実施	個々の事業での他文化施設との企画連携等を実施しています。各文化施設の運営主体が異なることを踏まえ、事業企画を中心とした連携を深めるための情報交換等を工夫していく余地はあります。	D	ホールと美術館との共同企画などを通じ、連携・協力方法等を調査、研究しているが、事業形態（対象、鑑賞時間の制約等）が異なるため、連絡会の検討には至っていない。
ホール、劇場、美術館、博物館等区内の様々な文化施設と連携・協力の推進に向けた連絡組織のあり方を検討します。					

【施策の方針】（3）近隣地域との連携・協力

ア 近隣の芸術文化施設・団体と連携・協力した芸術文化事業の実施

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点 等（H24年5月）	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.3-3-1】 近隣の劇場、ホール、美術館等との共同企画による芸術文化事業の実施	検討	実施	個々の事業での近隣文化施設との連携等を実施しています。各美術館の運営主体が異なることを踏まえ、事業企画を中心とした連携を深める観点での情報交換等を工夫していく余地はあります。	C	文化ホールと目黒区美術館、目黒区美術館と東京都庭園美術館など共同企画による事業実績はあるが定着には至っていない。
身近な地域でのより充実した芸術文化事業の開催を目指し、近隣の劇場、ホール、美術館等との共同による芸術文化事業の企画を検討します。					

イ 近隣の芸術文化施設・団体の事業情報の収集と発信

推進方策及び概要	計画目標		前期における評価・留意点 等（H24 年 5 月）	評 語	評価理由
	前期	後期			
【No.3－3－2】 区内・近隣地域芸術文化施設・団体 情報ネットワークの整備【重】 (→No.1・1・6 参照)	検討 ・ 実施	継続	No.1－1－6 に記載	B	東京の美術館割引アプリの「ミューぼん」に加入し、情報の発信力向上に努めた。 また、区内芸術文化団体との情報交換の仕組みづくりに努め、「パーシモン芸術文化ネットワーク」を立ち上げた。
区内と近隣の芸術文化施設や芸術文化団体間で相互に情報交換やPRが行われる仕組みづくりを通し、芸術文化施設や芸術文化団体間の情報発信力を高めます。 また、それらの施設・団体の内容や事業が検索できるホームページの整備を行います。					

「めぐろ芸術文化振興プラン」に対する総合評価表

目標	施策の方針	推進方策	評語				総合評価
			A	B	C	D	
芸術文化に親しむきっかけづくり	鑑賞・創造・参加の機会の充実	【No.1-1-1】		●			・ A評価及びB評価のみであり、推進方策は安定した事業実施を継続している。 ・ 施策の方針としては、目標を達成するための取り組みに一定の成果があったと評価できる。
		【No.1-1-2】		●			
		【No.1-1-3】		●			
		【No.1-1-4】	●				
		【No.1-1-5】		●			
		【No.1-1-6】		●			
		【No.1-1-7】	●				
		【No.1-1-8】		●			
		【No.1-1-9】		●			
	伝統文化との出会いの充実	【No.1-2-1】		●			・ B評価のみであり、概ね推進方策は安定した事業実施を継続しており、目標を達成するための推進方策の取り組みは一定の成果があったと評価できる。
		【No.1-2-2】		●			
		【No.1-2-3】		●			
	子ども、青少年への支援	【No.2-1-1】		●			・ 概ねB評価であるが、【No.2-1-10】（区内学校ジョイント形式コンサートの開催）においてC評価が見られる。
		【No.2-1-2】		●			
		【No.2-1-3】		●			
		【No.2-1-4】		●			
		【No.2-1-5】		●			
		【No.2-1-6】		●			
		【No.2-1-7】		●			
		【No.2-1-8】		●			
		【No.2-1-9】		●			
		【No.2-1-10】			●		
		【No.2-1-11】		●			
		【No.2-1-12】		●			
活発な芸術文化活動の展開	成人への支援	【No.2-2-1】		●			・ A評価からD評価まで、施策によって偏りがあり、全体としては60%の事業実施定着である。 ・ 中でもD評価であった【No.2-2-5】（必要とする情報検索の方策づくり）やC評価であった【No.2-2-7】（ボランティア人材の把握）においては、具体的な推進方策を再検討する必要がある。
		【No.2-2-2】		●			
		【No.2-2-3】		●			
		【No.2-2-4】			●		
		【No.2-2-5】				●	
		【No.2-2-6】	●				
		【No.2-2-7】			●		
		【No.2-2-8】		●			
		【No.2-2-9】			●		
		【No.2-2-10】		●			
		【No.2-3-1】		●			・ 高齢者センターにおいて毎年、事業を実施しているが、

目標	施策の方針	推進方策	評語				総合評価
			A	B	C	D	
(活発な芸術文化活動の展開)	高齢者への支援	【No.2-3-2】			●		一方で高齢者は支援の推進方策に関わらず、老人いこいの家等において地域交流会を開催するなど、芸術文化体験を実施している。これらの活動も活用していく取組みの検討の必要が認められる。
		【No.2-3-3】			●		
	障害がある人への支援	【No.2-4-1】		●			・実施していないD評価の【No.2-4-3】（障害をもつ人とものない人が参加する創作活動）において、実施できなかった課題の解決や異なるアプローチも含め検討の必要が認められる。
		【No.2-4-2】			●		
		【No.2-4-3】				●	
ユニバーサルデザインによる事業・施設運営の推進	【No.2-4-4】			●		・【No.2-4-4】障害をもつ人の移動を考慮した施設運営の充実は、聴覚障害者対象コンサートの実施のみである。他の障害についても、さらなる工夫と検討の必要が認められる。	
文化縁の形成	担い手を得る	【No.3-1-1】		●			・概ねA及びB評価であるが、【No.3-1-3】（文化ホールボランティア組織）、【No.3-1-4】（ボランティア団体との連携）及び【No.3-1-6】（施設見学会）においてC評価が見られ、事業が定着には至っていない状況である。 ・文化ホールボランティアの育成、活用において、さらなる取り組みの必要が認められる。 ・区立芸術文化施設を、区民により身近なものと感じてもらえるよう、さらなる取り組みの必要が認められる。
		【No.3-1-2】	●				
		【No.3-1-3】			●		
		【No.3-1-4】			●		
		【No.3-1-5】	●				
		【No.3-1-6】			●		
		【No.3-1-7】		●			
		【No.3-1-8】		●			
	芸術文化活動をつなぐ	【No.3-2-1】	●				・概ねA及びB評価であるが、実施していないD評価の【No.3-2-6】（区内文化施設連絡会の検討）において、実施できなかった課題の解決や異なるアプローチも含め検討の必要が認められる。 ・区内の様々な文化施設と連携・協力の推進に向けた連絡組織を検討するためには、区内の芸術文化分野における施設の洗い出しから取り組みの必要が認められる。
		【No.3-2-2】		●			
		【No.3-2-3】	●				
		【No.3-2-4】		●			
		【No.3-2-5】		●			
		【No.3-2-6】				●	
	近隣地域との連携・協力	【No.3-3-1】			●		・推進方策に沿った事業を実施したことがあるが、定着には至っていない推進方策がある。 ・引き続き推進方策を継続し、取り組みの必要があると評価する。
		【No.3-3-2】		●			
合計			7	35	12	3	・概ね推進方策に沿った事業実施をしており、実施実績のあるものは54/57事業である。 ・定着している38事業はさらなる展開を図る。 ・実施実績はあるが定着に至っていない15事業は、推進方策を継続し行っていく。 ・未着手の3事業は、必要性を見極めた上で施策を再検討する必要を認める。

資料 5 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会設置要綱及び名簿

平成26年6月12日付け目区文第418号決定

(設置)

第1条 芸術文化振興に関する計画の改定に際し、目黒区における芸術文化振興のあり方について、多様な分野から専門的な助言を得るため、目黒区芸術文化振興計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項を所掌する。

- (1) 芸術文化振興の目指すべき目標に関すること。
- (2) 芸術文化振興に関する施策の基本的方向に関すること。
- (3) 区の役割、区民等との連携・協力のあり方をはじめとする芸術文化振興の進め方の基本的な方針に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、区長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

2 前項に規定する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者・専門家 6人程度
- (2) 芸術文化関係団体関係者 2人程度
- (3) 教育関係者 2人程度
- (4) 区内に居住する者 2人程度

(委員の任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を各1人置き、委員のうちから互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 懇話会は、座長が招集する。

2 会議は、原則として公開とする。

(意見聴取)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 懇話会は、懇話会の円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、第3条に定める委員及び懇話会が必要と認める者から、座長が指名する。

(事務局)

第9条 懇話会の庶務は、文化・スポーツ部文化・交流課が担当する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

目黒区芸術文化振興計画改定懇話会委員名簿

委員は50音順、敬称略

座長	美山 良夫	慶応義塾大学文学部名誉教授、
副座長	垣内 恵美子	政策研究大学院大学文化政策プログラムディレクター、教授
委員	石田 園枝	公益財団法人北野生涯教育振興会 課長
委員	石丸 靖治	目黒区立鷹番小学校長
委員	植田 健二	ヤマハ目黒吹奏楽団団長
委員	奥津 健太郎	伝統文化継承者（能楽師和泉流狂言方）
委員	小野田 桜子	区民
委員	中川 歩美	公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京調査員
委員	永久保 佳孝	目黒区立第七中学校長
委員	丹羽 浩二	（学校法人）田村学園 多摩大学目黒中学校・高等学校 教頭
委員	望月 昇	目黒区文化団体連合会副会長
委員	横山 利夫	公益財団法人新日本フィルハーモニー交響楽団 専務理事

資料 6 目黒区芸術文化振興計画改定検討会設置要領

平成26年6月12日付け目区文第406号決定

(設置)

第1条 目黒区芸術文化振興条例（平成14年7月目黒区条例第43号）第4条に定める計画（以下「芸術文化振興計画」という。）の改定に関し、必要事項を検討することを目的として、目黒区芸術文化振興計画改定検討会（以下「検討会」という。）を設置し、その所掌事項、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について審議する。

- (1) 芸術文化振興計画の改定に関する事案を検討すること。
- (2) その他目黒区の芸術文化振興について必要な事案を検討すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、文化・スポーツ部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、文化・スポーツ部文化・交流課長をもって充てる。
- 4 委員は、芸術文化振興施策との関わりを考慮し、次に掲げるものとする。
 - (1) 企画経営部政策企画課長
 - (2) 産業経済部産業経済・消費生活課長
 - (3) 健康福祉部高齢福祉課長
 - (4) 健康福祉部障害福祉課長
 - (5) 子育て支援部子育て支援課長
 - (6) 教育委員会事務局教育指導課長
 - (7) 教育委員会事務局生涯学習課長
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

(意見聴取)

第6条 検討会は、事業展開を効果的に行う取組みの重点化について専門的な助言等を得るため必要があると認めるときは、第3条に定める委員のほか、オブザーバーとして 公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団職員に出席を依頼し、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、文化・スポーツ部文化・交流課が担当する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成２６年６月１２日から施行する。

目黒区芸術文化振興計画策定検討会名簿

委員

職	備 考
文化・スポーツ部長	委員長
企画経営部政策企画課長	
産業経済部産業経済・消費生活課長	
文化・スポーツ部文化・交流課長	副委員長
健康福祉部高齢福祉課長	
健康福祉部障害福祉課長	
子育て支援部子育て支援課長	
教育委員会事務局教育指導課長	
教育委員会事務局生涯学習課長	

オブザーバー

職	備 考
めぐろパーシモンホール館長	
目黒区美術館副館長	

資料 7 用語説明

アウトリーチ

文化芸術活動の一つ。文化芸術に接する機会や関心がない人々に対し、興味と関心を持たせるために芸術家・企画者側から働きかけるなどの様々な活動。例として、音楽家が学校や病院などの音楽ホール以外の場所に出張して行う演奏活動などがある。

（「東京都文化振興指針」より）

ノーマライゼーション

すべての人々が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことがノーマルな人間生活であり、さらに障害をもつ人も地域を基盤として人々とともに生きていける社会がノーマルな社会です。この両面をともに実現する社会を目指していくことをいいます。

（「目黒区障害者計画」より）

文化資源

「文化資源とは、ある時代の社会と文化を知るための手がかりとなる貴重な資料の総体であり、これを私たちは文化資料体と呼びます。文化資料体には、博物館や資料庫に収めきれない建物や都市の景観、あるいは伝統的な芸能や祭礼など、有形無形のものが含まれます。」

（文化資源学会設立趣意書より）

文化資源の中でも、芸術作品や各種資料を中心とした文化資源を芸術文化資源と呼ぶ。

メセナ活動

企業が、即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めずに、社会貢献の一環として行う芸術文化支援のこと。具体的には、美術展や音楽会の主催、芸術文化団体への助成、文化施設の運営などが行われている。

（「東京文化ビジョン」より）

ワークショップ

芸術家等の専門家の指導を受けながら、参加者が共同で創作、鑑賞、議論等を行う活動。

（「東京文化ビジョン」より）